

釜石大槌地区行政事務組合  
議会定例会会議録

令和8年2月19日

釜石大槌地区行政事務組合

令和8年2月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和8年2月19日(木) 定例会  
午後2時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議長の報告
  - 第4 管理者の報告
  - 第5 議案第1号 釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
  - 第6 議案第2号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
  - 第7 議案第3号 令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第2号)
  - 第8 議案第4号 令和8年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算
- 

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦	君
2番	工藤聡一郎	君
3番	澤山美恵子	君
4番	井筒健太郎	君
5番	阿部三平	君
6番	佐藤憲弘	君
7番	東梅守	君
8番	野田忠幸	君
9番	芳賀潤	君
10番	細田孝子	君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

管 副 監 参 参	理 管 査	理 委	者 者 員 与 与	小 野 平 菊	野 々 木 松 池	公 福	共 三 勝 壽 学	君 君 君 君 君
-----------------------	-------------	--------	-----------------------	------------------	-----------------------	--------	-----------------------	-----------------------

事 消 消 消 消 釜 大 会	務 防 防 防 防 石 槌 計	局 本 本 本 本 石 槌 計	長 兼 部 部 部 部 消 防 管	兼 部 部 部 部 消 防 管	総 務 課 消 防 課 消 防 課 消 防 署 消 防 署 理	課 消 防 次 務 課 課 署 署 者	長 長 長 長 長 長 者	栃 駒 澤 藤 菊 小 岩 菊	内 林 田 原 池 林 崎 地	宏 博 秀 貴 美	文 之 正 二 俊 太 彦 幸	君 君 君 君 君 君 君
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---	--------------------------------------	--	--	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------	--------------------------------------	---------------------------------

事務局職員出席者

総 務 課 総 務 課	課 庶 務 課	長 務 主	補 係 主	佐 長 査	徳 土 三	田 橋 浦	訓 寛	教 子 薫
----------------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	-------------

## 午後 2 時会議を開く

○議長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

只今から、令和 8 年 2 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

当組合議会では、議場内でのマスクの着用は個人の判断によるものといたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、5 番 阿部三平さん及び、6 番 佐藤憲弘さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 件が送付されておりますのでご報告いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

〔管理者小野共君登壇〕

○管理者（小野 共君） 令和 8 年 2 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたりまして、主要な施策の取組についてご報告を申し上げます。

はじめに、今後のし尿処理施設のあり方についてであります。本組合では、釜石市及び大槌町から発生をするし尿・浄化槽汚泥等を適切に処理するため、平成 19 年に日量 85 キロリットルのし尿処理施設を整備をいたしまして、運用してまいりました。

既存施設は東日本大震災におきまして一部被災したものの、津波被害を免れ、早期復旧により、避難所や仮設住宅からのし尿等を継続して処理し、地域の復旧・復興に大きく寄与してきたところであります。

その後、ストックマネジメントの観点から、約 15 年間の安定稼働を目標といたしました延命化工事を実施し、現在に至っております。

今年度は、この延命化目標年度以降のし尿処理の在り方について、施設の継続使用や下水道施設との共同化など、経済性・安全性・将来性の観点から検討を進めてまいりました。

その結果、当組合におきましては、釜石市大平下水処理場との共同化が最も合理的であり、持続可能な処理体制の構築につながる結論に至ったところであります。

次に消防職員定数についてであります。当消防本部におきましては、発足時に 108 人であり

ました職員数を、救急需要の増加や女性職員の採用などに対応するため、現在 115 人へと増員をいたしまして、退職補充を行いながら必要な消防力の維持に努めてまいりました。しかし、いわて消防指令センターや防災航空隊への派遣、育児休暇の取得、毎日勤務への配置転換などが重なりました。現場を担う隔日勤務者が慢性的に不足している状況にあります。

また、国の「消防力の整備方針」に基づく算定におきましては 164 人が必要とされる場所、当本部の充足率は 67.7%にとどまり、全国平均を下回り、県内でも低い水準にあります。

加えて、令和 5 年度から開始されました地方公務員の定年延長制度におきましては、当本部では令和 8 年度以降に、定年延長の対象者が増加し、令和 14 年度には最大 15 人に達する見込みであります。この期間には定年退職者が発生しない年度が複数生じるため、従来の退職補充による採用計画が成り立たずに将来的な人員確保に支障が生じる恐れがあります。

消防職員におきましては、加齢困難職種でありますことから、定年延長者の適切な配置先の確保と、採用の平準化が不可欠となります。

以上の状況を踏まえまして、消防力の低下を防ぎ、地域住民の安全・安心を確保するため、職員定数を現行 115 人から 128 人へと引き上げるものでございます。

令和 8 年度の子業であります、岩手県消防学校や消防大学の各種研修に職員を派遣し、知識及び技能の更なる習得を図るとともに、救急救命東京研修所での救急救命士の養成など、人材の育成に努めてまいります。

さらに、当組合を含む県内 10 消防本部が連携をいたしまして取り組んでおります「いわて消防指令センター」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から運用が開始されます。

今後も、複雑多様化する消防需要に対しまして職員の災害対応能力の向上を図り、消防機関としての役割を果たしてまいりますので、議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、引き続き、ご指導とご協力を賜りたいと存じます。

本日の定例会には、条例の改正 2 件及び令和 7 年度補正予算、令和 8 年度予算の合わせて 4 件の議案を提案させていただいております。

よろしくご審議のうへご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、管理者の報告といたします。

○議長(細田 孝子君) 以上で管理者の報告をおわります。

○議長(細田 孝子君) 日程第 5、議案第 1 号 釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例から日程第 8、議案第 4 号 令和 8 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算までの 4 件を一括議題といたします。

只今一括議題に供されました各議案につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は 1 件ごとにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議がありませんので、ただいま議題に供されました各議案について、順次当局の説明を求めます。  
事務局長。

[事務局長 栃内宏文君登壇]

○事務局長(栃内 宏文君) 只今、議題に供されました、議案第 1 号 釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例から、議案第 4 号 令和 8 年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算までの、議案 4 件について、順次ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページからご覧願います。

議案第 1 号 釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例は、先ほど、管理者報告にありましたように、消防機関の職員定数を、現行の 115 人から 128 人に増員しようとするものです。なお、その施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日としようとするものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。

次に、議案第2号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例は、屋外テントやバレル型施設にサウナストーブを設置する簡易サウナ設備が全国で増えている一方、現行基準は、屋内設置を前提としており、簡易サウナ設備に適用される基準を定める必要性が生じております。このことから、近年増加している簡易サウナ設備に対応するため、新たな安全基準の整備が必要となりました。これを受け、令和7年11月12日に関連する省令が改正されたことから、本組合といたしましても、火災予防上の安全性を確保するため、所要の改正を行うものです。

なお、その施行期日は、令和8年3月31日としようとするものでございます。

次に、議案第3号 令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。別冊となっております、補正予算書の1ページをご覧ください。

本補正予算案は、予算の総額に歳入歳出とも35万1千円を増額し、補正後の予算総額を22億8,656万4千円にしようとするものでございます。

2ページ及び3ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の内容をご説明いたします。

歳出の第5款消費費には、岩手県防災行政通信ネットワーク更新事業負担金を計上しております。この財源として、歳入では、釜石市と大槌町からの分担金の増額により予算を編成しております。

次に、議案第4号 令和8年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算についてご説明申し上げます。別冊となっております、令和8年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算書の1ページをご覧ください。

本予算案は、予算の総額を、歳入歳出とも16億6,170万7千円と定めようとするもので、令和7年度当初予算と比較して25.6%、5億7,173万9千円の減額となっております。歳入歳出予算の主な内容は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

次に、予算の事項別明細について、ご説明いたします。まず、歳入ですけれども、令和8年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算に関する説明書の3ページから4ページまでを順次ご覧ください。

第1款分担金及び負担金は、前年度と比較して25.8%、5億7,109万5千円減の16億4,655万9千円で、予算の99.1%とそのほとんどを占め、釜石市から11億564万7千円、大槌町からは5億4,091万2千円を分担していただくものであります。

そのほかの収入の主なものといたしましては、第2款使用料及び手数料は、し尿投入手数料と危険物施設検査事務手数料で、前年度より5.2%、22万3千円減の405万7千円。

4ページ、第8款繰越金は、前年度と同額の200万円。第9款諸収入は、預金利子のほか、岩手県派遣職員人件費負担金、水門陸閘遠隔制御所電気料などの雑入で、前年度より5.3%、50万3千円減の、900万1千円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。5ページから16ページまでを、順次ご覧ください。

5ページ、第1款議会費は、前年度より67.5%、45万1千円減の21万7千円。

5ページから7ページ、第2款総務費は、前年度と比較して10.1%、452万2千円減の4,046万8千円。

7ページ及び8ページ、第4款衛生費は、前年度と比較して1.7%、459万8千円減の2億6,748万3千円で、し尿処理施設運営費の減によるものでございます。

8ページから15ページ、第5款消防費は、前年度と比較して30.2%、5億6,578万5千円減の13億1,063万6千円で、主な事業といたしましては、13ページ、指令業務事業費のいわて消防通信指令事務協議会運営費等負担金などを計上しております。

15ページ、第6款公債費は、前年度と比較して9.4%、361万7千円増の4,190万3千円。

16ページ、第8款予備費は、前年度と同額の100万円となっております。

以上、議案第1号から議案第4号までの議案4件につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号及び第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(細田 孝子君) 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長(細田 孝子君) 日程第5、議案第1号 釜石大槌地区行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
これより質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上で、質疑を終わります。  
これより議案第1号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 日程第6、議案第2号 釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
これより質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上で、質疑を終わります。  
これより議案第2号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 日程第7、議案第3号 令和7年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算(第2号)を議題といたします。  
お諮りいたします。  
審議の方法は、第1条歳入歳出予算は、歳入は一括、歳出は款ごとに、ご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。  
これより、歳入の審議に入ります。  
歳入の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長(細田 孝子君) 次に、歳出の審議に入ります。  
第5款消防費の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 第5款消防費の質疑を終わります。  
以上で、歳出の審議を終わり、第1条の質疑を終わります。

○議長(細田 孝子君) これより議案第3号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方々の起立を求めます。

(「議員、全員起立」)

○議長(細田 孝子君) 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(細田 孝子君) 日程第8、議案第4号 令和8年度釜石大槌地区行政事務組合会計予算を議題といたします。  
お諮りいたします。  
審議の方法は、第1条歳入歳出予算は、歳入は一括、歳出は款ごとに、続いて、第2条一時借入金、第3条歳出予算の流用をご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(細田 孝子君) ご異議なしと認めます。  
これより、歳入の審議に入ります。  
歳入の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長(細田 孝子君) 次に、歳出の審議に入ります。  
第1款議会費の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 第1款議会費の質疑を終わります。

○議長(細田 孝子君) 第2款総務費の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 第2款総務費の質疑を終わります。

○議長(細田 孝子君) 第4款衛生費の質疑を許します。

○議長(細田 孝子君) 第4款衛生費の質疑を終わります。

○議長(細田 孝子君) 第5款消防費の質疑を許します。1番、菊池忠彦さん。

○1番(菊池 忠彦君) はい、15ページの消防施設費の本部査察車購入費のところでお伺いしたいと思います。何点かありまして全国の本部査察車の車種をいろいろ調べてみますと、軽自動車、ワンボックスそれからSUV車、また乗用車タイプの様々な車種があるんですけども、今回当事務組合で導入する車種、それから車種を選定した理由を教えてください。

○議長(細田 孝子君) 総務課長。

○総務課長(藤原 秀二君) はい、ご質問にお答えいたします。査察車の車種ではありますが、今考えているところでは、普通の乗用車タイプで考えております。理由の方ですけど査察車というのは主に事務的な連絡車、また出張等に使っております。先ほどでたSUVとかそういうタイプのものではなく市内、管内、あとは県内等の出張、事務連絡などが利用目的でありますので、普通車で充分足りるということで判断しております。

○議長(細田 孝子君) 菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） はい、査察車の役割として火災原因の調査であるとか、建物の立ち入り検査、それから災害現場での指揮支援など多岐にわたる役割を担っていると認識しておりますが、そうゆう使い方ではないのかな。当事務組合では災害現場等には出向かない説明と理解しましたけども、現行車に搭載してある機材であるとか機器であるとかの更新は今回どうなるのでしょうか。

○議長（細田 孝子君） 総務課長。

○総務課長（藤原 秀二君） はい、お答えいたします。まず特別な機材というのは積んでおりません。緊急自動車として登録してありますので、サイレンとか赤色灯、無線は積んでおります。これはあくまでも災害等の緊急の場合に使えるようなとの意味合いでそのような資機材は積んでいます。ただ今回この査察車を更新するにあたって、改めて現在の使用状況を精査したところ、ほとんどが管内での事務的な扱いで、調査であったり出張であったりと、そのような用途が多いということで、今回はあえて緊急車ではなくて普通車としての事務的な扱いにするという形で、更新の計画をしております。

○1 番（菊池 忠彦君） わかりました。事務的な使用ということですね、承知しました。それでは最後に新車両導入の妥当性について伺いたいのですが、昨今物価高騰であるとか、半導体の影響等もあって、現行車両導入時と比べて車両の価格というのも当然上昇していると認識しております。導入の財源が釜石市と大槌町の分担金を原資とする一般財源である以上ですね、まさに超不景気で不況に喘ぐ住民に、なぜこのタイミングで更新なのかという部分をしっかりと説明する必要があると、理解してもらい必要があると思うんですね、その辺をぜひご説明いただきたい。それからもう一点ですが、国の補助の活用はどうなんだろうな、というところをお聞きしたい。大槌町は過疎債を活用すると全協で説明があったが、釜石市の方は何かしら補助というのは活用するのかどうか、その辺を伺いたい。

○議長（細田 孝子君） 総務課長。

○総務課長（藤原 秀二君） はい、お答えいたします。財源の方は一般財源の形で考えております。まず、先ほどもご説明したように緊急車両から普通車に変える、これは使用状況もそのとおりであります。今 議員の方からお話があったように予算の方も当然考えての上でとなります。緊急車両と一般車両とでは金額的に 200 万円を超える差がでると、そのくらい抑えるという意味合いがあります。あと更新時期の方ですが、当組合の方では車両等整備の事業計画に基づいて平準化等、調整しながら計画を立てて更新しているところです。当初、来年度は実際は 2 台更新したいと考えておりました。ですが車両の年数とか走行距離、車両そのものの状態、これを確認した上で令和 8 年度は査察車 1 台の更新にすると見直しをかけて進めてまいりたいと思っております。補助金の質問については一般財源と考えておまして、補助金等は考えておりません。

○議長（細田 孝子君） 消防次長。

○消防次長（澤田 正君） はい、補足で答弁したいと思います。先ほど菊池議員からのご指摘があった件で一般財源も考えてございますけども、市の方と協議致しまして過疎債の方で、協議を進めていきたいと考えてございます。

○議長（細田 孝子君） 6 番、佐藤憲弘さん。

○6 番（佐藤 憲弘君） はい、同じく 15 ページの消防施設費で今回は本部査察車購入事業なんですけども、関連があるというところで、救急車についてお聞きしたいんですけども、先日人口 2 万人に対して、大体 1 台設置が目安と説明いただきました。この 2 万人に高齢化率というの

が計算されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（細田 孝子君） 消防次長。

○消防次長（澤田 正君） はい、お答えいたします。国が示す、消防力の整備指針で、救急自動車の台数については、消防本部又は署所に配備する救急自動車の数は、人口 10 万人以下の市町村にあっては、概ね人口 2 万ごとに 1 台を基準とし、人口 10 万を超える市町村にあっては、5 台に人口 10 万を超える人口について、概ね 5 万ごとに 1 台を加算した台数を基準としてございます。また、救急自動車の配備基準は、人口を基準とした配備台数を基本としながら、当該地域における昼間の人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動状況等を勘案して配置台数を決定できるとあります。当消防本部の救急自動車の配備につきましては、国が示す配備基準である人口約 2 万人につき 1 台を基本として整備しているところでございます。

ご指摘の高齢化率につきましては、現行の国基準には明確な数値として組み込まれておりませんが、高齢化の進展が救急需要の増加につながることは認識してございます。なお、令和 8 年 1 月末現在の高齢化率は、釜石市で 41.1%、大槌町で 40.8%となっており、地域としての高齢化が進んでいる状況でございます。当消防本部の管内住民の高齢化は顕著であり、また、管内の病院は重症疾患等の受入れが困難となっており、管轄外への病院搬送が増加し、出動に係る時間が長時間に及んでございます。また令和 7 年の当消防本部管内の救急車の出動に関しては、高齢者の要請が約 75%であり、救急車の同時出動件数は、2 台同時出動が 183 件、3 台同時出動が 18 件となっており、同時に 2 台以上の救急車の出動が 201 件となっております。このことから地域特性、高齢化の状況、救急業務に係る出動状況を勘案し、釜石署 3 台、大槌署 2 台の配備としてございます。

○議長（細田 孝子君） 佐藤憲弘さん。

○6 番（佐藤 憲弘君） はい、説明いただきありがとうございます。釜石市も大槌町も高齢化率 40%を超えているということで、高齢者の方が大変多くお住まいになっております。調子を悪くする人も結構多いと思いますし、心疾患、脳血管疾患については二次医療圏に搬送ということを考えますと、早くても 40 分ぐらいは戻ってこないのではないかと思います。救急車が足りなくて出動ができないということが無いように対応をお願い致したいと思います。一言あればお願い致します。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（駒林 博之君） 議員ご指摘のように一度救急車が出動すれば、なかなか帰ってこないというのは全国的な問題であります。ですので今 現行の状況でこれからもきちんと訓練をして対応して参りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 他にありませんでしょうか。第 5 款消防費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 6 款、公債費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第 6 款、公債費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 8 款、予備費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第 8 款、予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出の審議を終わり、第 1 条の質疑をおわります。

○議長（細田 孝子君） 第 2 条、一時借入金の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で第2条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第3条、歳出予算の流用の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 以上で第3条の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） これより議案第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の方々の起立を求めます。

（「議員、全員起立」）

○議長（細田 孝子君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって、本日の会議を閉じ、令和8年12月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉  
会いたします。  
お疲れさまでした。

午後2時36分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長      細田      孝子

議会議員      阿部      三平

議会議員      佐藤      憲弘